

ヴェルサイユ体制下のドイツ鉄鋼業と フリードリヒ・フリック

伊東 林蔵

- 1 課題設定
- 2 フリック・コンツェルンの形成
- 3 合同製鋼の国有化
- 4 結 論

1 課題設定

第一次世界大戦の敗戦後，ヴェルサイユ条約による領土割譲により，最も深刻な打撃を受けたドイツ鉄鋼業は，その損失を克服すべくヴァイマル相対的安定期に産業合理化に取り組んだ。すなわち，エルザス・ロートリンゲン（アルザス・ロレーヌ）のフランスへの割譲，ルクセンブルクの関税同盟離脱，ザール盆地の15年間の国際連盟管理，オーバーシュレージエンの帰属をめぐる住民投票と国際連盟の意向による一部ポーランドへの分割は，ドイツの重化学工業全体に多大な損失をもたらしたが，特にロートリンゲン割譲は，当地の鉄鋼業が形成していたルール地域から供給されたコークスを燃料にして銑鉄から半製品・圧延製品までを生産するという有機的連関を破壊することとなった⁽¹⁾。さらに第一次大戦開戦期から蓄積された過剰設備残存もドイツ鉄鋼業に特に重くのしかかり，1924年のハイパーインフレーション終結以降の鉄鋼業を主軸とするインフレ・コンツェルンの破産となって表出した。それらの桎梏を克服すべく，ドイツ鉄鋼業が取り組んだ合理化の代表的なプロジェクトとして，1926年5月に主要鉄鋼企業4社が株式を持ち合い結成されたト

(1) 工藤章『20世紀ドイツ資本主義——国際定位と大企業体制』東京大学出版会，1999，pp.129-132。Alfred Reckendrees, *Das «Stahltrust»-Projekt. Die Gründung der Vereinigte Stahlwerke A. G. ihre Unternehmensentwicklung 1926-1933/34*, München 2000, S. 86-89.

ラスト合同製鋼（Vereingte Stahlwerke A.G.）の設立が挙げられる⁽²⁾。アメリカの投資銀行ディロン・リード（Dillon Read & Co.）による社債引き受けにより4億5000万RMの資金を得たことで合同製鋼はヨーロッパ最大の鉄鋼企業として成立した。過剰設備の整理、組織再編等を遂行するが、株主間の対立で合理化は不十分に終わり、大恐慌期に経営危機に陥り1932年5月に国有化されることになる。その後、政府の監視の下で合理化が完遂される⁽³⁾。

合同製鋼の国有化は、合同製鋼最大の親会社ゲルゼンキルヒェン鉱業（Gelsenkirchener Bergwerks-A.G.）の株式を当時のブリューニング政権が買い取ることで成立したため、ゲルゼンキルヒェン事件（Gelsenkirchener Affäre; Gelsenberg-Affäre）と呼ばれる。政府による私企業救済という直接的介入は、ナチス政権成立の直前の大統領の非常大権下で行われたこともあり、長年、多くの研究がなされてきた⁽⁴⁾。近年、ヴァイマル期に頓挫した合同製鋼の合理化が国有の下で遂行されたことから、内部史料に基づく詳細な研究がなされている。その最大の成果は、A・

(2) 合同製鋼は、1926年5月にライン・エルベ・ユニオン（Rhein Elbe Union GmbH.）、アウグスト・テュッセン製錬所共同所有会社（August Thyssen-Hütte, Gewerkschaft）をはじめとするテュッセン・グループ、フェーニクス鉱業製鉄所（„Phoenix“, A.G. für Bergbau und Hüttenbetrieb）とその子会社ヴァン・デア・ツューベン（Vereingte Stahlwerke A.G. van der Zypen und Wissener Eisenhütten-A.G.）からなるフェーニクス・グループ、ライン製鋼（Rheinische Stahlwerke A.G.）の4グループが株式を持ち寄って設立した資本金8億RMのトラストである。設立会社は出資額に合わせて新設の合同製鋼株を保有し、自社の設備の大部分を合同製鋼に委譲することにより持株会社となった。合同製鋼の設立に関しては、同時代の研究として、Paul Ufermann, *Der deutsche Stahltrust*, Berlin 1927, S. 58ff. が挙げられる。邦語研究としては、加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会、1973, pp. 278-282; 工藤章「ナチス体制下の鉄鋼資本」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会3 ナチス経済とニューディール』東京大学出版会、1979 p. 90がある。近年の研究としては、合同製鋼の戦後の後継企業であるテュッセン（Thyssen A.G.）（現テュッセン・クルップ ThyssenKrupp A.G.）の内部史料を用い、銀行のイニシアティブに注目して設立過程を考察した Harald Wixforth, *Banken und Schwerindustrie in der Weimarer Republik*, Köln 1995, S. 453-461, テュッセンの史料目録に収められた社史である Ralf Stremmel, Ein „gesundes Gebilde von gemäßigter Größe“? Notizen zur Geschichte der Vereinigte Stahlwerke AG, in: Manfred Rasch (Hg.), *Findbuch zu den Beständen Vereinigte Stahlwerke AG und Bergbau- und Industriewerte GmbH*, Band 1, Duisburg 1996, S. 4-6 があるが、内部資料に基づく詳細な設立過程については、Reckendrees, *Das «Stahltrust»-Projekt*, S. 149-275 がヴァイマル期の設立と合理化運動を網羅的に考察している。家族企業でありながら、一貫してアメリカナイゼーションを追求し、合同製鋼設立参加後も合理化に取り組み続けたテュッセンを中心に扱った Jeffrey R. Fear, *Organizing Control. August Thyssen and the Construction of German Corporate Management*, Cambridge (Mass) 2005, pp. 629ff.

(3) 工藤章「ナチス体制下の鉄鋼資本」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会3 ナチス経済とニューディール』東京大学出版会、1979; Reckendrees, *«Stahltrust»-Projekt*, S. 471-565; Fear, *Control*, 2005, pp. 629ff.

(4) 合同製鋼の国有化に関しては、同時代の研究である Edwin Kupczyk, *Der Majoritätswechsel im Konzern der Vereinigten Stahlwerke*, in: *Wirtschaftsdienst*, 1932, S. 875-879 がある。以後、大株主であるフリードリヒ・フリックとフリッツ・テュッセンが外国資本への株式売却を示唆したことで、ドイツ最大の鉄鋼企業が外資の手に渡ることを防ぐために政府が介入したとする説が主流となった。George W. F. Hallgarten, Adolf Hitler and German Heavy Industry, 1931-1933, in: *The Journal of Economic History*, Vol. 12, No. 3 (Summer, 1952), pp. 222-246. (ジョージ・W・F・ハルガルテン著、富永幸生訳「ヒトラーとドイツ重工業——1918年～1933年のドイツ史に関する覚書」『ヒトラー・国防軍・産業界』未来社、1969, pp. 73-135); Gerhard Volkland, Hintergründe und politische Auswirkungen der Gelsenkirchener-Affäre im Jahre 1932, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 2 (1963), S. 289-318.

レッケンドレース (Alfred Reckendrees) のヴァイマル共和国期の合同製鋼の成立から合理化の通史である⁽⁵⁾。レッケンドレースにより、合同製鋼国有化の原因として取り上げられ、新たな研究領域として注目されるようになったのが、合同製鋼最大の親会社ゲルゼンキルヒェン鉱業の最大の株主であったフリードリヒ・フリック (Friedrich Flick) がヴァイマル期に築いたオーバーシュレージエンにおける石炭・鉄鋼Konzernであった⁽⁶⁾。歴大な一次史料の利用により、フリードリヒ・フリックと彼が第二帝政期から連邦共和国期にわたって形成したKonzernに関する研究が立て続けに現れたことで、ポーランドに割譲されたオーバーシュレージエンの一部におけるフリック所有の石炭・鉄鋼企業と、それを保持しようとするヴァイマル政府の癒着関係が一次史料に基づいて明らかとなった⁽⁷⁾。A・レッケンドレース、K・C・プリーメル (Kim Christian Priemel)、T・シャネツキー (Tim Schanetzky) らの成果により、合同製鋼とフリック・Konzernの関係史はおおよそ完成したといえる。近年の研究成果は、ベルリン・リヒターフェルデ連邦共和国文書館 (Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde) におけるフリック・Konzern関連史料群 R/ 8122 Flick-Konzern と テュッセン・クルップ・Konzern 文書館 (Konzernarchiv ThyssenKrupp, Duisburg) のフリック・Konzernの資料が整理されたことが大きく寄与している。しかし、合同製鋼の国有化に至った経緯について、政府が資金援助や信用供与ではなく、「国有化」という手段を取って選んだ理由が明らかにされていないため、2012年の拙稿において、ブリューニング政権側の国有化に至った意図を明らかにした⁽⁸⁾。これ以降も、A・ドンゲスによるナチ時代の合同製鋼史⁽⁹⁾ や、第三帝国期から戦後までのフリックと政府の関係を扱ったシャネツキーの研究⁽¹⁰⁾ が現れたが、関心は、ナチ時代から戦後へと移っている。これまでの研究史の整理で、フリックとヴァイマル共和国政府との関係は明らかとなったものの、フリックとヴァイマル共和国政府との間を取り持った国有銀行家が合同製鋼国有化にも関わっていたことが明らかになったことから、彼らこそがフリックと政府の間を繋ぐ重要な役割を果たしたのではないかと思いついた。そこで本稿では、合同製鋼が国有化されるに至る経緯を作ったフリックによるオーバーシュレージエンのKonzern形成とそこにおける政府とフリックとを仲介した人物と、彼らの合同製鋼国有化に際しての役割を考察していきたい。そうすることで、ドイツ鉄鋼業と

(5) Reckendrees, «Stahltrust»-Projekt.

(6) フリックによるオーバーシュレージエン鉄鋼企業への参与は、同時代の研究の Kupczyk, Majoritätswechsel, 1932 においても言及されているが、合同製鋼国有化に至る決定的要因として追究しているのは、Reckendrees, «Stahltrust»-Projekt, S. 471-492.

(7) Kim Christian Priemel, *Flick. Eine Konzerngeschichte vom Kaiserreich bis zur Bundesrepublik*, Göttingen 2007; Johannes Bähr/ Axel Drecol/ Bernhard Gotto/ Kim Christian Priemel/ Harald Wixforth, *Der Flick-Konzern im Dritten Reich*, München 2008; Norbert Frei/ Ralf Ahrens/ Jörg Osterloh/ Tim Schanetzky, *Flick. Der Konzern, die Familie, die Macht*, München 2009.

(8) 伊東林蔵「ブリューニング政権の経済政策と合同製鋼の国有化」東京大学経済学研究会『経済学研究』第54号、2012年。

(9) Alexander Donges, *Die Vereinigte Stahlwerke AG im Nationalsozialismus : Konzernpolitik zwischen Marktwirtschaft und Staatswirtschaft*, Paderborn 2014.

(10) Tim Schanetzky, *Regierungsunternehmer. Henry J. Kaiser, Friedrich Flick und die Staatskonjunkturen in den USA und Deutschland*, Göttingen 2015.

ヴァイマル政府がどのような補完関係を形成し、ヴェルサイユ体制という制約に順応ないし克服しようとしていたかが歴史具体的に明らかになると考える。そこでまずは、フリードリヒ・フリックの経歴から、オーバーシュレージエン鉄鋼業、合同製鋼、ヴァイマル政府と関係を持つ過程を見ていきたい。

2 フリック・コンツェルンの形成

(1) 地域的企業家から係争地域での投機へ

フリードリヒ・フリックは1883年にジーガーラント（Siegerland）のエルンスドルフ（Ernsdorf: 現クロイツタール（Kreuztal））に生まれた。1920年代にマネスマン（Mannesmannröhren-Werke A.G.）が大株主となったブレーメン製錬所（Bremer Hütte）やクレックナーの所有となるマンシュテット工場（Mannstaedter-Werke）で取締役となった⁽¹¹⁾。企業家活動がジーガーラントに限定されていた第一次世界大戦前には、フリックの取引銀行はジーガーラントとケルンの銀行に限定されており、地域外の金融機関との取引を制限し、自己金融を重視するという第二帝政期・第一次大戦期の間層企業家に多く見られた企業家モデルを反映していた⁽¹²⁾。第一次世界大戦中の1915年に、ヴァイマル期にフリックの代名詞ともいえる持株会社となるシャルロッテ製錬所（Charlottenhütte A.G.）の取締役となった。シャルロッテ製錬所の株式は、多くの工業家とシュタイン銀行（J. H. Stein）に所有されていた。大戦中にジーガーラント産の菱鉄鉱を政府に供給する対価として屑鉄を給付されたシャルロッテ製錬所は、戦後の混乱期において有利な財務状態を保持しながら、ドイツ鉄鋼業の株式買い取りに乗り出すことが出来た⁽¹³⁾。戦時中の取引により経営者として成功したフリックは、シャルロッテ製錬所の株式買い取りを進め、1920年には絶対的な大株主となった⁽¹⁴⁾。以降、フリックはシャルロッテ製錬所を通じてコンツェルン形成を進めていくことになる。

フリックが特に注目したのは、ポーランドとの国境地域のオーバーシュレージエンであった。オーバーシュレージエンは、ヴェルサイユ条約に基づく1921年3月の住民投票によりドイツと新生ポーランドのどちらかに帰属させることが決まっており、ドイツ人とポーランド人の間で紛争が起こっていた。ドイツ鉄鋼業者連盟（Verband Deutscher Eisen- und Stahlindustrieller）の法律顧問であり、1925年以降フリックの私設秘書となり、ナチ体制下でフリック・コンツェルンを主導するオットー・シュタインブリック（Otto Steinbrinck）は、オーバーシュレージエン企業への参与は大きなリスクを孕んでいるがゆえに有利であり、社会的対立と不安定な政治状況が企業の所有

(11) Kupczyk, Majoritätswechsel, S. 875.

(12) Harald Wixforth, Wachstum auf Kredit: Flick und seine Finanzierungsmethoden, in: Johannes Bähr/ Axel Drecoll/ Bernhard Gotto/ Kim Christian Priemel/ Harald Wixforth, *Der Flick-Konzern im Dritten Reich*, München 2008, S. 35.

(13) Kupczyk, Majoritätswechsel, S. 875-879; Priemel, *Flick*, S. 53-120; Tim Schanetzky, Ein Konzern entsteht, in: Norbert Frei / Ralf Ahrens / Jörg Osterloh / Tim Schanetzky, *Flick. Der Konzern, die Familie, die Macht* München 2009, S. 18-35.

(14) Schanetzky, Konzern, S. 27ff.

関係にも変化をもたらしうるとフリックに助言した。ドイツ鉄鋼業者連盟がフリックに接近した背景には、オーバーシュレージエンが新生ポーランドに割譲された場合に、ドイツ鉄鋼業にとって脅威的な競争者になるという思惑があったと考えられる。オーバーシュレージエンでは19世紀半ばからヘンケル・フォン・ドネルスマルク (Henckel von Donnersmarck), バルストレーム (Ballestrem), ティーレ・ヴィンクラー (Tiele-Winckler) といった旧ユンカーが企業投資を行い、重工業化を主導していた⁽¹⁵⁾。フリックが第一に獲得を目指したのは、ティエ・ヴィンクラーが所有するビスマルク製錬所 (Bismarckhütte A.G.) であった⁽¹⁶⁾。旧ユンカー企業家は自身の企業資産をポーランド領にならうとも保持しようとしており、1920年にはビスマルク製錬所の取締役会もフリックに株式を売却する意思はなかった。フリックがオーバーシュレージエン鉄鋼業界への突破口を開いたのは、1920年5月、戦前からシャルロッテ製錬所の株主であり、オーバーシュレージエン鉄鋼業との取引関係を有していたシュタイン銀行と株式買い取りについて会談に臨んで以降である。シャルロッテ製錬所はベルリンの個人銀行カール・カーン (Carl Cahn) にも協力を依頼し、6月には敵対的買収を開始し、7月には総額2200万RMに及ぶビスマルク製錬所株の40%を手中に収めた。オーバーシュレージエン鉄鋼企業の株価が高騰し始めたことから、シャルロッテ製錬所は他者による株式買い取りを防ぐため、ベルリン大銀行借款団に株式買い取りを依頼した。そして、ベルリン大銀行の一角の国立銀行 (Nationalbank für Deutschland A.G.) のH・シャハト (Hjarmar Schacht) から、ビスマルク製錬所の株式を買い取ることに成功し、フリックによるオーバーシュレージエン鉄鋼業支配への決定的一步が踏み出されることとなった⁽¹⁷⁾。

フリックによるビスマルク製錬所の支配は、ベルリン大銀行の関心呼び起こし、ドレスデン銀行とダルムシュタット銀行の参入を招いた。国立銀行はダルムシュタット銀行 (Darmstädter Bank) と1922年に合併し、ダルムシュタット国立銀行、通称ダナート銀行 (Darmstädter- und Nationalbank KGaA; Danatbank) となるが、ダナート銀行はリスク選好的なJ・ゴルトシュミット (Jakob Goldschmidt) の下で、フリックのコンツェルン拡大に協力していくことになる。フ

(15) ドイツ最大の資産を有したユンカーであったグイード・ヘンケル・フォン・ドネルスマルク (Guido Henckel von Donnersmarck) は製鉄業に投資し、ボイテン (Beuthen; 後のポーランド領ビトム Bytom) にドネルスマルク製錬所 (Donnersmarckhütte A.G.) を設立した。Zbigniew Pustula, *Deutsche Kapitalanlagen in der Schwerindustrie des Königsreichs Polen. Die oberschlesischen Direktinvestitionen 1856-1914*, in: Toni Pierenkemper (Hg.), *Industriegeschichte Oberschlesiens im 19. Jahrhundert. Rahmenbedingungen – Gestaltende Kräfte Infrastrukturelle Voraussetzungen Regionale Diffusion*, Wiesbaden 1992, S. 274-277。ティエ・ヴィンクラーは、オーバーシュレージエン最大の工業都市となるカトーヴィッツをプレース侯領から分離・継承し、炭鉱業で利益を上げた。その後、ビスマルク製錬所 (Bismarckhütte A.G.) とカトーヴィッツ鉱業製鉄 (Kattowitzer AG für Bergbau und Eisenhüttenbetrieb) に見られるように製鉄業にも進出した。19世紀から第一次大戦開戦までのオーバーシュレージエン鉄鋼業については、Pustula, *Kapitalanlagen*, S. 263-304。ユンカーの土地所有と工業資産に関しては、大月誠「オーバーシュレージエンのマグナーテン的土地所有」大野英二/住谷一彦/諸田實編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣、1972、pp. 255-262。

(16) ビスマルクヒュッテ (Bismarckhütte) は、1903年から1922年まで実在した自治体 (Gemeinde) であるが、由来はこの1872年に設立されたビスマルク製錬所である。同様にケーニヒスヒュッテ (Königshütte) とラウラヒュッテ (Laurahütte) も製錬所 (Hütte) が自治体名の由来である。

(17) Tim Schanetzky, *Ein Konzern entsteht*, in: Norbert Frei/ Ralf Ahrens/ Jörg Osterloh/ Tim Schanetzky, *Flick. Der Konzern. die Familie. die Macht*, München 2009, S. 39f.

リックが容易に銀行与信に頼ることが出来たのは、インフレの昂進期であったからに他ならない。ドレスデン銀行は第一次世界大戦後、海外支店は閉鎖され、ポーランドに割譲されたグダニスク（ダンツィヒ）、カトヴィツカ（カトーヴィッツ）、クルレフスカ・フタ（ケーニヒスヒュッテ）に海外支店を残すのみとなっていた⁽¹⁸⁾。うち、カトーヴィッツとケーニヒスヒュッテは東部オーバーシュレージエンであり、ジュネーヴ条約のドイツ経済一体の原則により唯一保持された「海外支店」であった。フリックのオーバーシュレージエン鉄鋼企業の獲得は、ルール鉄鋼企業への進出にとっても不可欠であったが、東西鉄鋼業への影響力行使にドレスデン銀行とグナート銀行は積極的に加担していくことになる。

1921年3月、ヴェルサイユ条約に基づき、オーバーシュレージエンの帰属を決定する住民投票が行われた。ドイツ領への帰属が投票の過半数を占めたが、連合国側のポーランドへの配慮があり、1922年5月に締結されたジュネーヴ条約によりドイツ領オーバーシュレージエン（西部オーバーシュレージエン）とポーランド領オーバーシュレージエン（東部オーバーシュレージエン：グルニ・シロンスク）に分割された。他方で、分断された東部オーバーシュレージエンのドイツ人への配慮として、ドイツ・マルクの通用や、東西の交通の自由等、ドイツ人の経済的一体性の保持が保証された⁽¹⁹⁾。

（2）ルール鉄鋼業への進出

戦時中から屑鉄の取引に関わっていたフリックは1922年にドイツ最大の屑鉄商社シュヴァイツァー・&・オップラー（Schweizer & Oppler）の株式の35%を獲得した⁽²⁰⁾。これはロートリンゲン割譲により、ミネット鉄鉱石の供給が滞ったことへの対応として屑鉄需要が高まる⁽²¹⁾と見越したものと考えられる。事実、シュヴァイツァー・&・オップラーの取得は、ハイパーインフレーション期にコンツェルン拡大を続けていたH・シュティンネス（Hugo Stinnes）の関心を惹くこととなった。

シュティンネスは、ゲルゼンキルヒェン鉱業、ドイツ・ルクセンブルク鉱業製鉄（Deutsch-Luxemburgische Bergwerks- und Hütten A.G.）、ボーフム連合（A.G. Bochumer Verein für Bergbau und Gussstahlfabrikation）を糾合し、ライン・エルベ・ユニオンを設立したが、原料としての屑鉄を求め、フリックと接触を図ることになった。フリックは、ドイツ・ルクセンブルク鉱業製鉄の取締役で、後の合同製鋼の取締役会会長となるA・フェーグラー（Albert Vögler）と交渉し、ライン・エルベ・ユニオンの設立持株会社ドイツ・ルクセンブルク鉱業製鉄とボーフム連合の株式とオーバーシュレージエン企業の株式を交換した⁽²²⁾。これが西部鉄鋼業界への足掛かりとなった。フリックは、合同製鋼コンツェルンの錯綜した構造が、自身の参入と影響力拡大にとって

(18) Johannes Bähr (Hg.), *Die Dresdner Bank in der Wirtschaft des Dritten Reichs*, München 2006, S. 30.

(19) 「1922年5月15日、オーバーシュレージエンに関するドイツ・ポーランド協定」Deutsch-polnisches Abkommen über Oberschlesien vom 15. Mai 1922) については、Reichsministerium des Innern (Hg.), *Reichsgesetzblatt*, Teil 2, 1922, S. 238ff.

(20) Schanetzky, Konzern, S. 46.

(21) 工藤章『20世紀ドイツ資本主義』, p. 131.

(22) Schanetzky, Konzern, S. 46.

有利であると考えた。他方で、フリックの参入を合同製鋼側はどのように捉えていたのか。合同製鋼の監査役会会長F・テュッセン (Fritz Thyssen) と取締役会会長フェーグラールは合同製鋼へのクルップの不参加の埋め合わせと考え、合同製鋼の中部・東部ドイツへの進出を期待した⁽²³⁾。

合同製鋼への結集に関しては、銀行の利害にも触れておく必要がある。合同製鋼の設立は、設立会社にとって新たな信用の獲得、大銀行にとってはインフレ期に失われた戦前の影響力の回復の好機であった。単一のトラストへの結集とそれによって可能となった設備の統廃合は信用獲得の可能性を高めるものであった。合同製鋼に結集した4グループはすでに戦前において垂直的統合を遂げたトラストやコンツェルンであり、その形成には第一次大戦前の大銀行のイニシアティブがあった⁽²⁴⁾。しかし大戦後には、さらなる統合の主導権は鉄鋼業自身が握ることとなった⁽²⁵⁾。一方で合同製鋼に結集した4グループはドイツ諸銀行と長期にわたる信用関係を有しており、銀行業としては、返済能力が維持されること、財務の健全性が保障されることを重視した⁽²⁶⁾。その中で敢えて主導的であった金融機関を挙げるとすれば、借款団を指導したディスconto・ゲゼルシャフト (Disconto-Gesellschaft)、ディロン・リードと合同製鋼の間を取り持ったダナート銀行であった⁽²⁷⁾。フリックによる合同製鋼への支配的影響力の獲得に決定的に重要な役割を果たしたのはダナート銀行であり、ダナート銀行は合同製鋼最大の親会社であるゲルゼンキルヒェン鉱業の支配的参与獲得にも決定的に寄与した。ベルリン大銀行のディスconto・ゲゼルシャフト (Discontogesellschaft) とダナート銀行の間には合同製鋼における主導権をめぐる争いが存在しており、ダナート銀行は合同製鋼への影響力拡大のためにフリックを利用した。ディスconto・ゲゼルシャフト支配人でありゲルゼンキルヒェン鉱業監査役会会長であったA・ザロモンゾーン (Arthur Salomonsohn) はライン・エルベ連合の設立を主導したが⁽²⁸⁾。ザロモンゾーンは、ライン・エルベ連合の設立の際の優先株による増資を利用して、合同製鋼への支配を試みたが、すでにゲルゼンキルヒェン鉱業株の25%をフリックに所有されていた。シャルロッテ製錬所は1930年に2400万RMの合同製鋼株を有していたが、翌年にはダナート銀行の融資によって7050万RMまで持株を増加させた⁽²⁹⁾。フリックの合同製鋼への拡大はダナート銀行の融資によって可能となったのであり、それはディスconto・ゲゼルシャフトとダナート銀行の代理戦争の側面を有していたのである。

(23) Johannes Bähr, Vom Eintritt in die Vereinigte Stahlwerke bis zur Wiederbegründung des Flick-Konzerns, in: Johannes Bähr/ Axel Drecol/ Bernhard Gotto/ Kim Christian Priemel/ Harald Wixforth, *Der Flick-Konzern im Dritten Reich*, München 2008, S. 24.

(24) 第一次大戦前における銀行業による鉄鋼業をはじめとする工業への支配的影響力に関しては特に、Manfred Pohl, Festigung und Ausdehnung des deutschen Bankwesens zwischen 1870 und 1914, in: Günther Ashauer/ Karl Erich Born/ Wolfram Engels/ Ernst Klein/ Manfred Pohl/ Wilhelm Treue/ Gerhard Zweig (Hg.), *Die Deutsche Bankengeschichte*, Bd. 2, 1982, S. 277f.

(25) Wixforth, *Banken*, S. 454f.

(26) Wixforth, *Banken*, S. 465; Reckendrees, «Stahltrust»-Projekt, S. 156-171, 200-205.

(27) Wixforth, *Banken*, S. 470.

(28) Priemel, *Flick*, S. 125, 135f.

(29) Priemel, *Flick*, S. 136-139.

（3）東西オーバーシュレージエン鉄鋼業の支配とヴァイマル政府

フリック・コンツェルンの東部オーバーシュレージエンへの拡大は、諸企業間での株式の移転、所有関係、資金運用について不透明な面が多く、フリック・コンツェルンの拡大とともに取引関係を形成するようになったベルリン大銀行から批判が多く出た。1924年秋におけるドイツ銀行（Deutsche Bank A.G.）によるカトーヴィッツ鉱業製鉄所への信用供与については拒否された⁽³⁰⁾。1920年代半ばにフリックとドイツ銀行の取引が滞った後にフリックと取引関係を形成したのは、ドレスデン銀行とダナート銀行であった。ドレスデン銀行は合同ケーニヒ・ラウラ製錬所の監査役会に唯一席を有した銀行であった。一方ダナート銀行は、ビスマルク製錬所（Bismarckhütte A.G.）とカトーヴィッツ鉱業の借款団を主導した。ビスマルク製錬所の起債に際してはドレスデン銀行も参加した⁽³¹⁾。フリックは、カトーヴィッツ鉱業製鉄所（Kattowitzer A.G. für Bergbau und Eisenhüttenbetrieb）と合同ケーニヒ・ラウラ製錬所（Vereinigte Königs- und Laurahütte A.G.）の過半数株を獲得した⁽³²⁾。

相対的安定期が終わる直前の1928年にフリックは、1926年5月に起こったJ・ピウスツキ（Józef Piłsudski）のクーデタによって高まった東部オーバーシュレージエンのドイツ系住人に対する圧力を利用し、政府に融資を要求した。すなわち、1922年のジュネーヴ条約における国際間の企業清算の条項をたてに、その資金を国家に融通させようとしたのである。フリックはヴァイマル共和国全権であり、国有銀行である国立信用会社（Reichs-Kredit-Gesellschaft A.G.）取締役のS・リッチャー（Samuel Ritscher）に対して、要求が受け入れられなければポーランドの諸企業を売却するとほのめかし⁽³³⁾、要求はヴァイマル共和国政府に受け入れられることとなった⁽³⁴⁾。ライヒ政府とプロイセン政府は15年間の長期信用2500万RMをフリックに供与したが、それと引き換えに、15年間カトーヴィッツ鉱業製鉄所と合同ケーニヒ・ラウラ製錬所の過半数株を手放さない契約を結んだ⁽³⁵⁾。この契約からはヴァイマル共和国政府とプロイセン政府とフリックとの間には、両者が利用しあう分かちがたい関係が築かれていたことを示している。この関係は、フリック自身ではなく、フリックが支配した合同製鋼の1931年の危機に際して重要な役割を果たすことに

(30) Wixforth, Wachstum, S. 36. カトーヴィッツ鉱業製鉄所の監査役会会長はドイツ銀行から派遣されたA・v・グヴィンナー（Arthur von Gwinner）であった。フリックは直接、ドイツ銀行取締役会会長O・シュリッター（Oskar Schlitter）に信用供与を願い出たが、シュリッターもグヴィンナー同様に拒否した。

(31) Wixforth, Wachstum, S. 39f. 1932年のゲルゼンキルヒェン協定以降、フリック・コンツェルンの中核となる中部ドイツ製鋼（Mitteldeutsche Stahlwerke AG/GmbH.）の1926年末における2500万RMの起債に際しても、ダナート銀行が21%、ドレスデン銀行が18%の持分比率で主導的役割を果たした。他の銀行はディスコント・ゲゼルシャフトが17%、ドイツ銀行が16%、コメルツ・ウント・プリヴァート銀行（Commerz und Privatbank A.G.）が12%、ベルリン商事会社が10%、ケルンの個人銀行A・レヴィ銀行とJ・H・シュタイン銀行が合わせて6%であった。

(32) Priemel, *Flick*, S. 159-169.

(33) Reckendrees, «*Stahltrust*»-Projekt, S. 481-484.

(34) ヴァイマル共和国政府は、フリック・コンツェルンがアメリカのハリマン（W・H・Harriman & Co.）と結びついており、いつかフリックがその全てのグルニ・シロンスクの参与をハリマンの合同サイレジア鉄鋼会社（Consolidated Silesian Steel Corporation）に提供するのではないかと考えていた。Reckendrees, «*Stahltrust*»-Projekt, S. 487f.

(35) Reckendrees, «*Stahltrust*»-Projekt, S. 487.

なる。

IG・カトーヴィッツ・ラウラは、1931年にポーランドにおける銑鉄シンジケートの50%、石炭産出の12%のシェアを占めた⁽³⁶⁾。

ジュネーヴ条約の原則に従い、政府の支援を受けて、ドイツ領に残された西部オーバーシュレージエン（Westoberschlesien）においても、フリックによる鉄鋼企業の株式取得がなされた。西部オーバーシュレージエン工業において支配的影響力を持っていたユンカー、バルストレーム所有のオーバーシュレージエン鉱業製鉄（Oberschlesische Eisen-Industrie A.G. für Bergbau und Hüttenbetrieb）とオーバーシュレージエン鉄道用品（Oberschlesische Eisenbahnbedarfs A.G.）が経営危機に陥っていたことから、1924年にプロイセン邦立銀行ゼーハンドリング（Preußische Staatsbank: Seehandlung）から4600万RMを供与され、両者の合併を含む再建に乗り出した。この際、資金はゼーハンドリングから出されたものの、実際の業務はドイツ銀行とダナート銀行が主導する借款団によって担われた。フリックは東部オーバーシュレージエンへの進出の時と同様に当地の鉄鋼業の結集に乗り出した。ダナート銀行の与信を受けたフリックは、ドネルスマルク製錬所も参加させ、1926年6月、合同オーバーシュレージエン製錬所（Vereinigte Oberschlesische Hüttenwerke A.G.）を設立した⁽³⁷⁾。合同オーバーシュレージエン製錬所は1ヶ月前に設立された合同製鋼の組織を模倣していた⁽³⁸⁾。この際、ドイツ監査信託（Deutsche Revisions- und Treuhand A.G.）が合同オーバーシュレージエン製錬所の監査を引き受けることとなった⁽³⁹⁾。ドイツ監査信託は1922年に設立された国有の経営調査会社であり、政府が保証を引き受けることになった全ての企業を検査することを業務とした⁽⁴⁰⁾。経済省局長ハンス・シェファー⁽⁴¹⁾（Hans Schäffer）をはじめとして、経済省、大蔵省、商工省の官僚によって構成されていたが、ハーディ銀行（Hardy & Co. GmbH.）のH・v・フロトウ（Hans von Flotow）、国立信用会社取締役S・リッチャー（Samuel Ritscher）も所属していた⁽⁴²⁾。リッチャーは、合同オーバーシュレージエン製錬所の設立に参加した企業家達の不誠実な態度について懸念を表明していたものの将来的な東西オーバーシュレージエン工業の安定のために妥協した⁽⁴³⁾。

(36) 石炭産出量は合同製鋼の3分の1に匹敵した。Ministerbesprechung vom 21. Juli 1932, 11Uhr, in: *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Das Kabinett von Papen*, Band 1, Karl-Heinz Minuth (Hg.), Boppard am Rhein 1989, S. 276-278.

(37) Priemel, *Flick*, 2007, S. 150-156.

(38) Reckendrees, *«Stahltrust»-Projekt*, 2000, S. 478f; Alfred Reckendrees/ Kim Christian Priemel, Politik als productive Kraft? Die „Gelsenberg-Affäre“ und die Krise des Flick-Konzerns (1931/32), in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 2/ 2006, S. 71.

(39) Priemel, *Flick*, S. 150-152.

(40) ヨッヘン・シュトレープ/マルク・シュペラー著、雨宮昭彦/三ツ石郁夫訳「ナチス経済像の革新——研究のパラダイムチェンジ」雨宮昭彦/ヨッヘン・シュトレープ編著『管理された市場経済の生成——介入的自由主義の比較経済史』日本経済評論社、2009、p. 64。

(41) オーバーシュレージエン経済問題を担当する局長（der für die oberschlesischen Wirtschaftsfragen zuständige Ministerialdirektor）とReckendrees, *«Stahltrust»-Projekt*, S. 478には記されていたが、正式な局（Abteilung）名は不明である。

(42) Priemel, *Flick*, S. 152.

(43) Priemel, *Flick*, S. 155.

3 合同製鋼の国有化

(1) 金融恐慌

フリックによる合同製鋼への参与は、1931年7月のドイツ金融恐慌に端を発する1932年5月の合同製鋼の国有化をもって終わりを迎える。1931年7月の金融恐慌は、ダナート銀行とドレスデン銀行の窓口閉鎖と破綻によって引き起こされたが、原因は、1931年5月、北部梳毛紡績工業(Norddeutsche Wollkämmerei & Kammgarnspinnerei)の破綻財務諸表の粉飾が暴露されたことに起因する⁽⁴⁴⁾。その際、北部梳毛紡績工業に巨額と信じていたダナート銀行とドレスデン銀行への返済危機の波及が政府内で懸念され、国有化が検討されるようになった。ダナート銀行とドレスデン銀行の国有化は、両行と信用取引関係を有し債務不履行の恐れがあり、両行に株式を所有されている企業、すなわち、その1つとしての合同製鋼及びその親会社との取引関係への介入も意味することになった。そのため、ダナート銀行とドレスデン銀行の国有化が検討されていた時期に重工業界に不安が広がった。この危機に対して、フリックとフェーグラーはダナート銀行の株式資本6000万RMのうち3500万RMを買い取ることを申し出た。しかし彼らの要求によれば、その資金は政府が前貸しすることになっていた⁽⁴⁵⁾。ブリューニング政権は債務引き受けか国有化か協議していたが、ダナート銀行の財務・取引内容の不透明さにより決断できずにいた。ブリューニングは重工業と銀行の抱える問題の性質を同一視し、情報の不透明さを批判した⁽⁴⁶⁾。1932年3月にダナート銀行とドレスデン銀行は合併し、名称をドレスデン銀行に統一した。

ブリューニングの依頼で、国立信用会社取締役リッチャーが新生ドレスデン銀行の取締役に任命された。ブリューニングは国内の支店網から実践的な銀行家を受け入れることによって根本的に銀行経営を改革しようとしており、ライヒスバンク総裁のH・ルター(Hans Luther)は、国立信用会社で成功を収めたリッチャーの起用はドレスデン銀行にとって利益になると見ていた⁽⁴⁷⁾。

(44) 1931年5月のドイツ諸銀行から2億8800万RMの外国信用が引き揚げられた。そのうち、ダナート銀行が9700万RM、ドレスデン銀行が7900万RMであった。Dieter Ziegler, *Der Ordnungsrahmen*, in: Johannes Bähr (Hg.), *Die Dresdner Bank in der Wirtschaft des Dritten Reichs*, München 2006, S. 43-48. 外国信用の引き揚げ額については、Karl Erich Born, *Die deutsche Bankenkrise*, München 1967, S. 67による。

(45) Born, *Bankenkrise*, S. 127; Dieter Ziegler, *Ordnungsrahmen*, S. 49f. この経緯についての詳細な史料は、テュッセン・クルップ・コンツェルン文書館に所蔵されていた。Ruhr Montanindustrie Aktiengesellschaft, 30. November 1931, ThyssenKrupp Konzernarchiv, Duisburg VSt/ 923; Aufzeichnung über die am 18. August 1931 in der Reichskanzlei geführte Besprechung, TKA VSt/ 923.

(46) Aufzeichnung über die am 18. August 1931 in der Reichskanzlei geführte Besprechung, in: Angelegenheiten der Eisen- und Stahlindustrie 1924, 1931-1932, 1941, ThyssenKrupp Konzernarchiv, Duisburg (TKA) VSt/ 493, Nachlaß Steinberg.

(47) リッチャーが会長を務めた国立信用会社は4%の配当を出していた。Chefbesprechung über die Bankensanierung vom 15. Februar 1932, in: *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Brüning I u. II*, Band 3, S. 2296.

(2) 合同製鋼国有化の過程

ダナート銀行及びドレスデン銀行が破綻し、銀行窓口閉鎖が起こった1931年7月頃からブリューニング政権は、合同製鋼関係者との間で合同製鋼の債務不履行の危機への対策を模索し始めた⁽⁴⁸⁾。特に1931年8月18日の首相ブリューニング、労働大臣A・シュテーターヴァルト(Adam Stegerwald)ら政府側と、合同製鋼取締役会会長フェーグララーら工業側との間で開かれた会談において、ブリューニングは、重工業の置かれている状況がかつて銀行業が置かれていた状況に重ね合わせ、銀行業が当時状況を正しく報告していたならば状況が改善されていたと述べている⁽⁴⁹⁾。大蔵大臣ディートリヒもまた、合同製鋼が債務不履行に陥ることによってドイツ銀行業に再度恐慌が降りかかることを懸念していた⁽⁵⁰⁾。以上のことからブリューニングとディートリヒは、合同製鋼の破産が北部梳毛紡績工業の破産と同様の経済的混乱を引き起こすと予測し、対策を講じようとしていたといえる。ブリューニングはダナート銀行とドレスデン銀行への波及効果に鑑みて、合同製鋼の債務返済を重視しているということでもあった。合同製鋼の国有化に際しての株式買い取り方法はそれを証明している。ブリューニング政権は額面価格の約20～30%まで下落していたゲルゼンキルヒェン鉱業株1億1000万RMを90%の価格で買い取った⁽⁵¹⁾。この際に締結された協定がゲルゼンキルヒェン鉱業協定(Gelsenberg-Deal)といわれる取引であった。ゲルゼンキルヒェン鉱業協定に際し、大蔵省は契約相手のフリックに9000万RMを支払ったが、支払い手段は2500万RMの無利子の国庫証券給付と、6500万RMの債務肩代わりという方法が取られた⁽⁵²⁾。

ゲルゼンキルヒェン鉱業協定に基づくフリックの株式引渡し遂行は大蔵省課長A・オルシャー(Alfred Olscher)が国立信用会社取締役として監視することとなった⁽⁵³⁾。さらに1932年8月、ハーディ銀行のフォン・フロトウがライヒ政府からゲルゼンキルヒェン鉱業の受託者(Treuhänder)に任命された⁽⁵⁴⁾。フロトウの選任の背景には、ディートリヒが、36年間コンプリ銀行取締役を務め国有化後ブリューニングの依頼でドレスデン銀行取締役に就任したC・ゲッツ(Carl Goetz)にゲルゼンキルヒェン協定の遂行を依頼したものの、ゲッツが過労を理由に子会社ハーディ銀行のフロトウを指名したという経緯がある⁽⁵⁵⁾。この事実は、ディートリヒが合同製鋼の危機に対処するために、ドレスデン銀行の危機に対処している人物を選んだこと、彼が合同製鋼とドレスデン銀行の再建の関連を重視していたことを示していると考えられる。フロトウの任命は、国立信用会社のリッチャーやオルシャーといった人物がゲルゼンキルヒェン協定による合同製鋼国有化の遂行に関わっ

(48) 伊東「ブリューニング政権」pp. 20f.

(49) Aufzeichnung über die am 18. August 1931 in der Reichskanzlei geführte Besprechung, in: Angelegenheiten der Eisen- und Stahlindustrie 1924, 1931-1932, 1941, TKA VSt/ 493, Nachlaß Steinberg.

(50) Dietrich an Thoma, 6. 7. 1932, Bundesarchiv, Koblenz NL 4 Hermann Dietrich N133; Adelheid von Saldern, *Hermann Dietrich. Ein Staatsmann der Weimarer Republik*, Boppard am Rhein 1966, S. 179-184.

(51) Hallgarten, Hitler, pp. 234. (ハルガルテン「ヒトラー」p. 115); Volkland, Hintergründe, S. 284; Reckendrees, «Stahltrust»-Projekt, S. 471f.; 伊東「ブリューニング政権」pp. 19f.

(52) Reckendrees, «Stahltrust»-Projekt, S. 500f.; Reckendrees/ Priemel, Politik, S. 85.

(53) Aktennotiz. Betr.: Stahlverein, 15. 1. 1952, Stiftung zur Industriegeschichte Thyssen (SIT), Duisburg BIW/ 488.

(54) Reckendrees, «Stahltrust»-Projekt, S. 507.

(55) Aktennotiz. Betr.: Stahlverein, 15. 1. 1952, SIT BIW/ 488.

ていることと同様に、オーバーシュレーゲン鉄鋼業をめぐるフリック・コンツェルンとの交渉やドイツ監査信託における経験を評価されたと考えられる。フロトウはドイツ監査信託によるシュトゥム・コンツェルン（Stumm Konzern）の危機への対処も担っており、設立期の合同製鋼とも関係を有していた。

（3） 合同製鋼の再編におけるフロトウの役割

フロトウは、合同製鋼の再編過程に影響を及ぼした、1926年の合同製鋼設立の際のディロン・リード引き受けのアメリカ債務の返済問題と、合同製鋼の独立事業会社化に際しての免税問題に関わっていく。合同製鋼の国有化の後、フロトウはフリック・コンツェルンへの政府の影響力を維持しようとする⁽⁵⁶⁾、その中でアメリカナイズされた事業会社への再編と、持株会社合同製鋼が会計情報によってコンツェルンを管理し、事業管理については子会社に任せるという再編を追求した⁽⁵⁷⁾。これは国有化以前のフリックの影響下の合同製鋼において発生した金融政策の誤りを是正するための組織面での対応といえるものであり、フロトウが合同製鋼の課題であった金融政策において決定的な役割を果たしていたことを示すものである。合同製鋼の再編は以下のようになされた。

1932年11月、フェーグラーは政府代表のフロトウから、合同製鋼の独立会社に対し免税特権を与えるという約束を取り付けた。合同製鋼の事業部ごとの独立会社化にとって、創立税、資本取引税及びコンツェルン内での取引に賦課される取引税は再私有化の決定を逡巡させる原因となっていたため、この約束は再私有化への弾みとなった⁽⁵⁸⁾。この約束に先立つ1932年10月26日に、ライヒ財政裁判所は合同製鋼と独立会社との取引は課税対象となると判決を下していた⁽⁵⁹⁾。この判決に対し、フロトウは、取引税の免除についてライヒ財政裁判所長官と交渉した⁽⁶⁰⁾。これはフロトウの裁判官時代の人的繋がりによって可能であったと考えられる。この交渉によって裁判所の判決が覆ったと断定は出来ないが、フロトウが裁判所に働きかけるという行為に及んでまでフェーグラーの要求に応えようとしていたことは注目に値する。合同製鋼は判決を受けて、債務を事業会社に分割せず、持株会社が全固定資産の法的所有権を持ち、事業会社が取引、在庫、当座勘定のための運転資金を所有し、合同製鋼の土地、建物、設備、在庫を管理するという形態の独立会社化を実施した。このような形態では事業会社間で取引税は発生しないと判断された⁽⁶¹⁾。これにより再私有化が開始されることとなったのである。

(56) Reckendrees, «Stahltrust»-Projekt, S. 544.

(57) Fear, *Control*, p. 640.

(58) Reckendrees, «Stahltrust»-Projekt, S. 513. フェーグラーは再私有化において税の問題を最重視していた。Vögler an von Flotow, 5. 1. 1933, TKA VSt/ 1567. それは税が賦課されるか否かが組織再編の是非を決定したからである。

(59) Fear, *Control*, 2005, p. 635.

(60) Vögler an von Flotow, 13. 1. 1933, TKA VSt/ 1567.

(61) Reckendrees, «Stahltrust»-Projekt, S. 523; Fear, *Control*, p. 642.

4 結 論

ヴェルサイユ条約という第一次世界大戦後ドイツ経済最大の制約は、ドイツ鉄鋼業において特に深刻であった。ドイツ鉄鋼業は戦後の混乱期からハイパーインフレーション期に、コンツェルンの拡大、過剰設備の獲得という方向で危機を克服しようとしたが、レンテンマルクの奇跡、アメリカ資金の流入によるインフレの終息と安定恐慌の発生は、過剰設備の整理と国際競争力の獲得という新たな課題を生んだ。合同製鋼の設立は、それらの桎梏を克服しようとする産業合理化運動の代表的なプロジェクトであった。合同製鋼の産業合理化は、設立親会社の利害対立や、外資導入という限界から、大恐慌期に破綻の危機に陥る。この危機は、合同製鋼の債務不履行が第二のドイツ金融恐慌を引き起こすと懸念したブリュニング政権により、株式買い取りという手段によって回避された。

政府が債務返済の引き受けや貸付によらず、私企業に直接介入したのは何故か。この問題を解くために、ヴァイマル期に台頭した企業投資家フリードリヒ・フリックとそのコンツェルンに注目する必要がある。フリックは、ヴェルサイユ条約に基づく住民投票で新生ポーランドとドイツとの間で分割された東西オーバーシュレージエンの鉄鋼業にヴァイマル政府とプロイセン政府の資金援助を受けて支配的影響力を及ぼしていたからである。フリックは、オーバーシュレージエン鉄鋼業を売却することをほのめかして、政府から資金を得ていたのである。ヴァイマル政府にとって、オーバーシュレージエンは重要な工業地帯であり、東部オーバーシュレージエンにもドイツ人が多く住むことからドイツ企業は保持し続けたかったのである。ただし、政府が合同製鋼を国有化した理由は、オーバーシュレージエン鉄鋼業の保持だけではない。

フリックの合同製鋼の参与も含め、産業合理化を完遂しえない非合理的な独占企業に直接介入し、アメリカ的な事業会社化を実施することも意図していた。そのためにフリックと政府、合同製鋼と政府の間に立って、蝶番としての役割を果たしたのが、ドイツ監査信託に属していたハーディ銀行のフロトウや国立信用会社のリッチャーといった国有銀行家達であった。彼らは、オーバーシュレージエンにおけるフリックの要求に応え、その投機的性格を知っていたため、合同製鋼の国有化に際しても、政府に依頼され、その遂行に関与することとなった。また、合同製鋼の国有化には金融恐慌で破綻しダナート銀行と合併したドレスデン銀行が持株関係に加わっていたが、フロトウはドレスデン銀行の子会社として依頼され、リッチャーはドレスデン銀行の取締役になっているように、合同製鋼の国有化には、政府と、危機に陥り国有化された銀行とが密接に関わっていた。

以上のように、ヴァイマル期のドイツ鉄鋼業はヴェルサイユ体制という政治的な制約を克服するために、政治の援助を必要とすることになった。それは同時に、危機に乗じて政治から利益を得ようとする投機家の参入をもたらすこととなり、政府の直接的介入をもたらしたのである。ここにヴェルサイユ体制がドイツ経済にもたらした歪みが見出せるであろう。

(いとう・りんぞう 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)

【参考文献】

【一次史料】

Bundesarchiv, Koblenz NL 4 Hermann Dietrich N133.

Stiftung zur Industriegeschichte Thyssen (SIT), Duisburg BIW/ 488.

ThyssenKrupp Konzernarchiv (TKA), Duisburg VSt/493, Nachlaß Steinberg; 923; 1567.

【刊行史料】

Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Brüning I u. II, Band 3, 1990.

Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Das Kabinett von Papen, Band 1, Karl-Heinz Minuth (Hg.), Boppard am Rhein 1989.

Reichsgesetzblatt, Teil 2, Reichsministerium des Innern (Hg.), 1922.

【外国語文献】

Bähr, Johannes (Hg.), *Die Dresdner Bank in der Wirtschaft des Dritten Reichs*, München 2006.

Bähr, Johannes, Vom Eintritt in die Vereinigte Stahlwerke bis zur Wiederbegründung des Flick-Konzerns, in: Johannes Bähr/ Axel Drecol/ Bernhard Gotto/ Kim Christian Priemel/ Harald Wixforth, *Der Flick-Konzern im Dritten Reich*, München 2008.

Born, Karl Erich, *Die deutsche Bankenkrise*, München 1967.

Donges, Alexander, *Die Vereinigte Stahlwerke AG im Nationalsozialismus : Konzernpolitik zwischen Marktwirtschaft und Staatswirtschaft*, Paderborn 2014.

Fear, Jeffrey R., *Organizing Control. August Thyssen and the Construction of German Corporate Management*, Cambridge (Mass) 2005.

Frei, Norbert / Ralf Ahrens/ Jörg Osterloh/ Tim Schanetzky, Flick. *Der Konzern, die Familie, die Macht*, München 2009.

Hallgarten, George W. F., Adolf Hitler and German Heavy Industry, 1931-1933, in: *The Journal of Economic History*, Vol. 12, No. 3 (Summer, 1952), pp. 222-246 (ジョージ・W・F・ハルガルテン著, 富永幸生訳「ヒトラーとドイツ重工業——1918年～1933年のドイツ史に関する覚書」『ヒトラー・国防軍・産業界』未来社 1969, pp. 73-135).

Kupczyk, Edwin, Der Majoritätswechsel im Konzern der Vereinigten Stahlwerke, in: *Wirtschaftsdienst*, 1932, S. 875-879.

Pohl, Manfred, Festigung und Ausdehnung des deutschen Bankwesens zwischen 1870 und 1914, in: Günther Ashauer/ Karl Erich Born/ Wolfram Engels/ Ernst Klein/ Manfred Pohl/ Wilhelm Treue/ Gerhard Zweig (Hg.), *Die Deutsche Bankengeschichte*, Bd. 2, 1982.

Priemel, Kim Christian, *Flick. Eine Konzerngeschichte vom Kaiserreich bis zur Bundesrepublik*, Göttingen 2007.

Pustuła, Zbigniew, Deutsche Kapitalanlagen in der Schwerindustrie des Königsreichs Polen. Die oberschlesischen Direktinvestitionen 1856-1914, in: Toni Pierenkemper (Hg.), *Industriegeschichte Oberschlesiens im 19. Jahrhundert. Rahmenbedingungen - Gestaltende Kräfte Infrastrukturelle Voraussetzungen Regionale Diffusion*, Wiesbaden 1992.

Reckendrees, Alfred, *Das «Stahltrust»-Projekt. Die Gründung der Vereinigte Stahlwerke A. G. ihre Unternehmensentwicklung 1926-1933/34*, München 2000.

Reckendrees, Alfred/ Kim Christian Priemel, Politik als productive Kraft? Die „Gelsenberg-Affäre“ und die Krise des Flick-Konzerns (1931/32), in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 2/ 2006.

Saldern, Adelheid von, *Hermann Dietrich. Ein Staatsmann der Weimarer Republik*, Boppard am Rhein 1966.

Schanetzky, Tim, Ein Konzern entsteht, in: Norbert Frei / Ralf Ahrens/ Jörg Osterloh/ Tim Schanetzky, *Flick. Der Konzern, die Familie, die Macht*, München 2009.

- Schanetzky, Tim, *Regierungsunternehmer. Henry J. Kaiser, Friedrich Flick und die Staatskonjunkturen in den USA und Deutschland*, Göttingen 2015.
- Stremmel, Ralf, Ein „gesundes Gebilde von gemäßigter Größe“? Notizen zur Geschichte der Vereinigte Stahlwerke AG, in: Manfred Rasch (Hg.), *Findbuch zu den Beständen Vereinigte Stahlwerke AG und Bergbau- und Industriewerte GmbH*, Band1, Duisburg 1996
- Ufermann, Paul, *Der deutsche Stahltrust*, Berlin 1927.
- Volkland, Gerhard, Hintergründe und politische Auswirkungen der Gelsenkirchener-Affäre im Jahre 1932, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 2 (1963), S. 289–318.
- Wixforth, Harald, *Banken und Schwerindustrie in der Weimarer Republik*, Köln 1995.
- Wixforth, Harald, Wachstum auf Kredit: Flick und seine Finanzierungsmethoden, in: Johannes Bähr/ Axel Dreccoll/ Bernhard Gotto/ Kim Christian Priemel/ Harald Wixforth, *Der Flick-Konzern im Dritten Reich*, München 2008.
- Ziegler, Dieter, Der Ordnungsrahmen, in: Johannes Bähr (Hg.), *Die Dresdner Bank in der Wirtschaft des Dritten Reichs*, München 2006.

[邦語文献]

- 伊東林蔵「ブリューニング政権の経済政策と合同製鋼の国有化」東京大学経済学研究会『経済学研究』第54号, 2012年。
- 大月誠「オーバーシュレージエンのマグナーテン的土地所有」大野英二／住谷一彦／諸田實編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣, 1972年。
- 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会, 1973年。
- 工藤章「ナチス体制下の鉄鋼資本」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会3 ナチス経済とニューディール』東京大学出版会, 1979年。
- 工藤章『20世紀ドイツ資本主義——国際定位と大企業体制』東京大学出版会, 1999年。
- シュトレープ, ヨッヘン／マルク・シュペラー著, 雨宮昭彦／三ツ石郁夫訳「ナチス経済像の革新——研究のパラダイムチェンジ」雨宮昭彦／ヨッヘン・シュトレープ編著『管理された市場経済の生成——介入的自由主義の比較経済史』日本経済評論社, 2009年。